

介護予防通所リハビリテーション利用料金表

(令和 1年 10月 1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

(日 額)

基本料金	利 用 料 金		
要介護度	基 本 費 用	請 求 単 位 等	
要支援1	1,873 円	1ヶ月につき	
要支援2	3,954 円	月の途中で開始又は終了した場合には、日割り計算に基づいた費用が必要となります。	
食費(昼食)	710円/食(おやつ含む)	日用品費 137円/日	教養娯楽費 179円

加 算 料 金 等	○リハビリテーションの実実施計画の作成等を行った場合、リハビリテーションマネジメント加算として、1月につき 359円 が加算されます
	○理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合、運動機能向上加算として、1月につき 245円 が加算されます
※ 1 割 負 担 の 料 金 で す	○低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合、栄養改善加算として、1月につき 164円 が加算されます
	○口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し言語聴覚士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合、口腔機能向上加算として、1月につき 164円 が加算されます
そ の 他	○運動器機能向上又は栄養改善或いは口腔機能向上加算のうち、2種類又は3種類のサービスを実施した場合、 523円 又は 762円 が加算されます
	○評価対象となる期間(原則として各年1月~12月までの期間)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価期間の次年度における当該事業所のサービス提供につき事業所評価加算として 131円 が加算されます
	○看護・介護職員の占める割合が厚生労働大臣の定める基準に適合する項目に基づき、要支援1の場合、 79円 又は 53円 あるいは 27円 、要支援2の場合、 157円 又は 105円 あるいは 53円 が加算されます
	○生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションを計画的に実施した場合、1ヶ月につき 980円 (3ヶ月以内) 又は、1ヶ月につき 490円 (3ヶ月を超え6ヶ月以内) が加算されます
	○栄養状態について確認し、その情報をケアマネ等に情報提供した場合、1回 6円 が加算されます
	○厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、介護老人保健施設サービス費の単位数の1000分の39に相当する単位数 又は 1000分の29に 相当する単位数 又は (ア) 1000分の16に相当する単位数 又は (ア) で算出した単位数の100分の90 又は (ア) で算出した単位数の100分の80に相当する単位数 と 1000分の20に相当する単位数 又は 1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算されます。
	○各種診断書： 3,300円 ○左記以外の診断書： 1,100円 ○行事費： 実費

お支払いは、**郵便振込又は窓口支払** のどちらかをお選びください

(お振り込み先)

記号 **14170** 番号 **82068661**

いりょうほうじんかせいかい

名義 **医療法人嘉誠会-RK**

※郵便局での自動引き落としではございませんのでご注意ください